

松山市運送約款

令和7年4月1日

松 山 市

目 次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 運送の引受け（第3条―第5条）
- 第3章 運賃及び料金（第6条―第15条）
- 第4章 旅客の義務（第16条―第18条）
- 第5章 賠償責任（第19条―第22条）
- 第6章 連絡運輸等（第23条）

第1章 総則

（適用範囲）

- 第1条 この運送約款は、当市が経営する航路で行う旅客、手回り品、受託手荷物及び小荷物の運送に適用されます。
- 2 この運送約款に定めのない事項については、法令の規定又は一般の慣習によります。
- 3 この運送約款の趣旨及び法令の規定に反しない範囲内で特約の申込みに応じたときは、その特約によります。
- 4 旅客及び運送申込人は、前項の場合を除き、この運送約款を承認し、かつ、これに同意したものとみなします。

（定義）

- 第2条 この運送約款において「旅客」とは徒歩客をいいます。
- 2 この運送約款において「大人」とは12歳以上の者（小学生（小学校（学校教育法（昭和23年法律第26号）第1条の小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部及び同法第83条の各種学校の小学部に類するものをいう。以下同じ。）に修学する児童をいう。以下同じ。）を除く。）をいいます。
- 3 この運送約款において「小児」とは1歳以上小学生以下の者をいいます。
- 4 この運送約款において「手回り品」とは旅客が自ら携帯又は同伴して船室に持ち込む物、「受託手荷物」とは旅客がその乗船区間について運送を委託する物であって、次の各号のいずれかに該当するものをいいます。
- （1）3辺の長さの和が2メートル以下で、かつ、重量が30キログラム以下の物品
 - （2）車いす（旅客が使用するものに限る。）
 - （3）身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬であって、同法第12条の規定による表示をしているものをいう。）及び同法附則第3条の規定により「介助犬」又は「聴導犬」と表示をしているもの
- 5 この運送約款において「小荷物」とは、3辺の長さの和が2メートル以下で、かつ、重量が30キログラム以下の物品であって、当市が運送の委託を受けるものをいいます。
- 6 この運送約款において「運送申込人」とは受託手荷物の運送を委託する旅客又は小荷物の運送を委託する者をいいます。

7 この運送約款において「事務所」とは当市の観光・国際交流課渡船事務所をいい、「営業所」とは当市が指定する者の事務所をいいます。

第2章 運送の引受け

(運送の引受け)

第3条 使用船舶の輸送力の範囲内において、旅客及び手回り品の運送契約の申込みに応じます。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。

(1) 第20条の規定による措置をとった場合

(2) 旅客が次のいずれかに該当する者である場合

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症(入院を必要とするものに限る。)の患者(疑似症患者及び無症状病原体保有者を含む。)又は新感染症の所見がある者

イ 泥酔者、薬品中毒者、その他の乗船者の迷惑となるおそれのある者

ウ 重傷病者又は小学校に修学していない小児で付添人のない者

エ 年齢、健康上その他の理由によって生命が危険にさらされ、又は健康が著しく損なわれるおそれのある者

オ この運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある者

(3) 運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合

(4) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合

2 旅客は、手回り品(前条第4項第2号及び第3号に掲げるものを除く。以下この項において同じ。)を2個に限り、船室に持ち込むことができます。ただし、手回り品の大きさ、乗船する船舶の輸送力等を勘案し、当市が支障がないと認めたときは、2個を超えて持ち込むことができます。

3 前項の規定にかかわらず、手回り品が次の各号のいずれかに該当する物であるときは、その持込みを拒絶することがあります。

(1) 臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

(2) 銃砲、刀剣、爆発物その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの

(3) 遺体

(4) 生動物(第2条第4項第3号に掲げるものを除く。)

(5) その他運送に不相当と認められるもの

4 使用船舶の輸送力の範囲内において、乗船券の呈示を求めたうえ、1乗船当たり受託手荷物(前条第4項第2号及び第3号に掲げるものを除く。)を2個に限り、その運送契約の申込みに応じます。ただし、使用船舶の輸送力等を勘案し、当市が支障がないと認めたときは、2個を超える申込みに応じます。

5 使用船舶の輸送力の範囲内において、運送申込人1名につき1航海当たり小荷物を5個に限り、その運送契約の申込みに応じます。ただし、使用船舶の輸送力等を勘案し、当市が支障がないと認めたときは、5個を超える申込みに応じます。

6 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、運送契約の申込みを拒絶し、又は既に締結した運送契約を解除することがあります。

(1) 第20条の規定による措置をとった場合

(2) 受託手荷物又は小荷物が次のいずれかに該当する場合

- ア 荷造り又は荷札の不完全なもの、破損しやすいもの、臭気を発するもの、不潔なものその他乗船者に迷惑を及ぼすおそれのあるもの
 - イ 白金、金その他の貴金属、貨幣、銀行券、有価証券、印紙類、宝石類、美術品、骨とう品その他の高価品
 - ウ 銃砲、刀剣、爆発物その他乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼすおそれのあるもの
 - エ 遺体
 - オ 生動物(前条第4項第3号に該当するものを除く。)
 - カ その他運送に不相当と認められるもの
- (3) 運送申込人がこの運送約款の規定に違反する行為を行い、又は行うおそれがある場合
 - (4) 運送契約の申込みがこの運送約款と異なる運送条件によるものである場合
 - (5) 当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められた場合

(内容の申告等)

- 第4条 受託手荷物又は小荷物（以下「受託手荷物等」という。）がそれぞれ前条第6項第2号のいずれかに該当する物であるときは、旅客又は運送申込人は、あらかじめその旨を当市に申告しなければなりません。
- 2 前条第6項第2号イに該当する受託手荷物等の運送に関しては、旅客又は運送申込人が運送の申込みの際に当該受託手荷物等の種類及び価格を明示したものでなければ、その損傷又は滅失による損害については、これを賠償する責任を負いません。
 - 3 前条第6項第2号のいずれかに該当する受託手荷物等の運送の申込みに応じる場合には、旅客又は運送申込人に対し、その負担において当該受託手荷物等につき看守人の添乗、積荷保険の付保その他の必要な措置をとることを求めることがあります。
 - 4 手回り品が前条第3項各号のいずれか、受託手荷物等が前条第6項第2号のいずれかに該当する物である疑いがあるときは、旅客、運送申込人又は第三者の立合いのもとに、当該手回り品、受託手荷物等の内容を点検することがあります。

(受託手荷物等の引渡し等)

- 第5条 小荷物については陸揚地において小荷物に記載された荷受人に引き渡します。
- 2 次の各号のいずれかに該当する理由がある場合は、受託手荷物等について、投棄、供託、売却その他の処分をすることができます。この場合、当市は旅客又は運送申込人に対してその旨を通知し、通知することができないときは、積込地及び陸揚地の営業所に掲示します。
 - (1) 旅客又は運送申込人が前条第1項の規定に違反した場合
 - (2) 受託手荷物等が、乗船者、他の物品又は船舶に危害を及ぼし、又はそのおそれがある場合
 - (3) 第20条第1号から第3号まで又は第5号に該当する理由がある場合
 - (4) 受託手荷物等の陸揚後7日を経過してもその引取りがない場合
 - 3 旅客、運送申込人又は荷受人が留保をなさずに引渡しを受けた受託手荷物等については、その損害賠償請求権を放棄したものとみなします。ただし、これらについて直ちに発見することができない損傷又は一部滅失がある場合であって、その引渡しの日から14日以内に当市に対してその事実を文書により通知したときは、この限りではありません。
 - 4 小荷物に記載された荷受人に引き渡した小荷物について、受取人に関して生じた損害に対し、賠償の責めを負いません。

(運賃及び料金の額等)

第6条 旅客及び手回り品の運送の運賃及び料金(以下「運賃及び料金」という。)及び受託手荷物等の運送の運賃(以下「運賃」という。)の額並びにその適用方法については、以下各項に定めるところによるほか、別に四国運輸局長に届け出たところによります。

- 2 1歳未満の者、大人に同伴されて乗船する小学校に修学していない小児(団体として乗船する者及び大人1人につき1人を超えて同伴されて乗船する者を除く。)の運賃は無料とします。
- 3 手回り品の料金は無料とします。
- 4 第2条第4項第2号及び第3号に掲げる手回り品の料金、受託手荷物の運賃は無料とします。
- 5 運賃には、受託手荷物又は小荷物の積卸し料が含まれています。
- 6 運賃には、受託手荷物又は小荷物の集荷配達料は含まれていません。

(運賃及び料金の收受)

第7条 乗船券、受託手荷物券及び小荷物券(以下「乗船券等」という。)は、営業所において運賃及び料金と引き換えに発行します。ただし、定期乗船券、割引乗船券及び団体乗船券については、別に定める書類の提出を求めることがあります。

(乗船券等の記載事項)

第8条 乗船券等には、次の事項を記載します。

- (1) 券別(大人・小人等)
- (2) 旅客の氏名又は名称(記名式の乗船券等に限る。)
- (3) 発行番号及び発行年月日
- (4) 事業者名

(乗船券の効力)

第9条 乗船券は、券面記載の乗船区間、通用期間等に関し、使用することができます。

- 2 定期乗船券は、記名本人に関し、使用することができます。

(乗船券の通用期間)

第10条 乗船券の通用期間は、発売日を含めて2日間とします。ただし、定期乗船券、団体乗船券その他の通用期間が別に指定された乗船券にあっては、券面記載の通用期間に関し、通用するものとします。

- 2 疾病その他旅客の一身上に関する不可抗力又は第20条の規定による措置をとったことにより、乗船することができなくなった場合は、未使用の乗船券について、7日間を限度として、その通用期間を延長する取扱いに応じます。

(不正乗船等)

第11条 旅客が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、当市は、運賃及び料金のほかにこれらの10倍に相当する額の増運賃及び増料金をあわせて申し受けることがあります。

- (1) 船長又は当市の係員の承諾を得ないで、乗船券を持たずに乗船した場合
- (2) 無効の乗船券で乗船した場合
- (3) 当市の係員が乗船券の呈示を求め、又は運賃及び料金の支払いを請求してもこれに応じない場合
- (4) 不正の申告によって、運賃及び料金の割引を受け、又は運賃及び料金を支払わずに乗船した場合

(5) 乗船券を回収する際にその引渡しを拒否した場合

(6) 第4条第1項の申告をせず、又は不正の申告によって、第3条第6項第2号に規定する物品を船内に持ち込み、又は運送させた場合

(乗船券の紛失)

第12条 旅客が乗船券を紛失したときは、当市は、改めて運賃及び料金を申し受け、これと引き換えに乗船券を発行します。この場合には、当市は、その旨の証明書を発行します。ただし、乗船券を所持して乗船した事実が明白である場合には、この規定を適用しないことがあります。

2 旅客は、紛失した乗船券を発見したときは、その通用期間の経過後1年以内に限り、前項の証明書を添えて当市に運賃及び料金の払戻しを請求することができます。

(乗船券等の無効)

第13条 次の各号のいずれかに該当する乗船券は、無効として回収します。

- (1) 第8条に規定する記載事項が改変され、又は不明になった乗船券
- (2) 当該乗船券を使用することができる者以外の者が使用した場合の乗船券
- (3) 通用期間を経過した乗船券
- (4) 前条第1項の証明書に発売番号を記載された乗船券
- (5) 不正の手段により取得した乗船券
- (6) 運送が終了した場合の当該乗船券

(払戻し及び払戻し手数料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該乗船券の発売営業所その他当市が指定する営業所において、それぞれ当該各号に定める額の運賃及び料金を払い戻します。

- (1) 旅客が、未使用の乗船券(定期乗船券を除く。以下この条において同じ。)について、その通用期間内に払戻しの請求をした場合 券面記載金額から10円を控除した額
- (2) 死亡、疾病その他一身に関する不可抗力により、旅客が、乗船券の通用期間の経過後30日以内に払戻しの請求をした場合 券面記載金額の7割5分に相当する額
- (3) 旅客が、定期乗船券について、その通用期間内に払戻しの請求をした場合 券面記載金額と使用開始日以降の経過日数に当該区間の往復乗船券の額を乗じて得た額との差額から50円を控除した額
- (4) 旅客がその都合により、定期乗船券(一年)について、その通用期間内に払戻しを請求した場合 乗船券金額を12で除した額に未経過月を乗じて得た額から50円を控除した額
- (5) 第3条第1項第2号及び第3項の規定によって運送契約を解除する場合 券面記載金額から10円を控除した額
- (6) 第12条第2項の規定に該当する場合 券面記載金額から10円を控除した額
- (7) 第20条の規定に該当する場合 券面記載金額

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該受託手荷物券又は小荷物券の発売営業所その他当社が指定する営業所において、それぞれ当該各号に定める額の運賃を払い戻します

- (1) 運送申込人が、受託手荷物券又は小荷物券について、当該受託手荷物又は小荷物を運送する船便の発航前に払戻しの請求をした場合(次号に該当する場合を除く。) 券面記載金額
- (2) 第20条の規定による措置をとった場合において、運送申込人が運送契約を解除し、払戻しの請求をしたとき。 券面記載金額

(3)第3条第6項の規定により運送契約を解除した場合 券面記載金額と既使用区間に対応する運賃の額との差額

3 前項の規定により運賃の払戻しをするときは、100円の範囲内において当市が定める額の手数料を申し受けます。ただし、同項第2号及び第3号(第3条第6項第1号に係る場合に限る。)に係る払戻しについては、この限りではありません。

(運賃及び料金の変更の場合の取扱い)

第15条 運賃及び料金に変更された場合において、その変更前に発行した乗船券等は、その通用期間内に限り有効とします。

第4章 旅客の義務

(旅客の禁止行為等)

第16条 旅客は、次に掲げる行為をしてはいけません。

- (1)みだりに船舶の操舵設備その他の運航のための設備を操作すること。
- (2)みだりに船舶内の立入りを禁止された場所に立ち入ること。
- (3)船舶内において喫煙すること。
- (4)みだりに消火器、非常用警報装置、救命胴衣その他の非常の際に使用すべき装置又は器具を操作し、又は移動すること。
- (5)みだりに乗船者の安全のために掲げられた標識又は掲示物を損傷し、又は移動すること。
- (6)石、ガラスびん、金属片その他船舶又は船舶上の人若しくは積載物を損傷するおそれのある物件を船舶に向かつて投げ、又は発射すること。
- (7)海中投棄を禁止された物品を船舶から海中に投棄すること。
- (8)他の乗船者に不快感を与え、又は迷惑をかけること。
- (9)船内の秩序若しくは風紀を乱し、又は衛生に害のある行為をすること。

2 旅客は、法令及び船内の規則を遵守し、船長又は当市の係員が輸送の安全確保と船内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければなりません。

3 船長は、前項の指示に従わない旅客に対し、下船を命じることがあります。

(手回り品の保管)

第17条 旅客は、船室に持ち込んだ手回り品を自己の責任において保管しなければなりません。

(積み込み及び陸揚げ)

第18条 手回り品の積み込み及び陸揚げは、船長又は係員の指示に従い、旅客が行うものとします。

2 運送の取消しがあった場合を除き、小荷物の返送その他の依頼には応じません。ただし、当市が取扱い上支障がないと認めた場合は、この限りではありません。

3 前項の規定により、返送その他の依頼に応じることにより必要となる運賃及び料金その他の費用は、旅客又は運送申込人の負担とします。

第5章 賠償責任

(当市の賠償責任)

第19条 旅客が、船長又は当市の係員の指示に従い、乗船港の乗降施設(改札口がある場合にあっては、改札口。以下同じ。)に達した時から下船港の乗降施設を離れた時までの間に、その生命又は身体を害した場合は、これにより生じた損害について賠償する責任を負います。

2 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しません。

(1) 船舶に構造上の欠陥及び機能の障害がなかったこと並びに当市が損害を防止するために必要な措置をとったこと又は不可抗力などの理由によりその措置をとることができなかったことを証明した場合

(2) 旅客又は第三者若しくは運送申込人の故意若しくは過失により、又は旅客若しくは運送申込人がこの運送約款を守らなかったことにより当該損害が生じたことを証明した場合

3 手回り品その他旅客の保管する物品の滅失、き損等により生じた損害については、当市に過失があったことが証明された場合に限り、これを賠償する責任を負います。

4 第20条の規定による措置をとったことにより生じた損害については、第1項又は前項の規定により当市が責任を負う場合を除き、当市は、これを賠償する責任を負いません。

(保険契約)

第20条 当市は、前条第1項(同条第2項において当市が免責される場合を除く。)に係る賠償責任を負うため、使用船舶ごとに、当該船舶の運航により生じた旅客の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失について、当該船舶の定員(船舶安全法(昭和8年法律第11号)第9条第1項に規定する最大搭載人員のうち旅客に係るものをいう。)1人につき、てん補する額の限度額を1億円以上とすることをその内容に含む保険契約又は共済契約に加入しています。

(運航の中止等)

第21条 法令の規定によるほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、予定した船便の発航の中止又は使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更、受託手荷物等の容積、重量、種類等の制限の措置をとることがあります。

(1) 気象又は海象が船舶の航行に危険を及ぼすおそれがある場合

(2) 天災、火災、海難、使用船舶の故障その他のやむを得ない事由が発生した場合

(3) 船員その他運送に携わる者の同盟罷業その他の争議行為が発生した場合

(4) 乗船者の疾病が発生した場合

(5) 使用船舶の奪取、破壊等の不法行為が発生した場合

(6) 官公署の命令又は要求があった場合

(旅客又は運送申込人に対する賠償請求)

第22条 旅客又は運送申込人が、その故意若しくは過失により、又はこの運送約款を守らなかったことにより当市に損害を与えた場合、当該旅客に対し、その損害の賠償を求めることがあります。

第6章 連絡運輸等

(連絡運輸等)

第23条 当市と連絡運輸に関する取決めのある運送事業者が発行する連絡乗車船券は、当市の運送区間については、当市の乗船券とみなします。

2 連絡運輸に係る旅客、手回り品、受託手荷物及び小荷物の運送については、当市の運送区間に関しては、この運送約款が適用されます。

3 前項の規定にかかわらず、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和61年法律第88号）第1条第1項に規定する旅客会社に係る連絡運輸については、「連絡運輸規則」（昭和62年四国旅客鉄道株式会社公告第14号）を優先的に適用します。